

佐世保市監査委員公表第7号

令和5年度行政監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、行政監査を実施しましたので、その結果を別紙のとおり公表します。

令和6年2月22日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦
佐世保市監査委員 井 上 友 子



令和5年度

行政監査結果報告書

「災害時の物資の備蓄及び管理について」

佐世保市監査委員

目 次

第1	監査の種類及びテーマ	1 頁
1	監査の種類	
2	監査のテーマ	
3	テーマの選定理由	
第2	監査の対象	1 頁
1	監査の対象部局	
2	監査の対象範囲	
第3	監査の期間	2 頁
第4	監査の着眼点	2 頁
第5	監査の実施内容	2 頁
第6	佐世保市備蓄計画の概要	2～5 頁
第7	監査の結果	6～21 頁
1	物資の備蓄は適切に行われ、計画的に整備されているか。	
2	物資の供給体制は適切か。	
3	物資の備蓄に係る周知はどのように行われているか。 また、家庭内備蓄に対する啓発は行われているか。	
4	物資の管理・保管は適切に行われているか。	
第8	まとめ	22～25 頁
1	監査結果の総括	
2	むすび	

参考資料 佐世保市備蓄計画

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

第1 監査の種類及びテーマ

1 監査の種類

(1) 監査の名称

地方自治法第199条第2項の規定による監査（行政監査）

(2) 行政監査の視点

行政監査とは、一般行政事務の執行が効率的かつ合理的並びに法令等にしたがって適切に行われているかどうかを主眼として実施するものである。

2 監査のテーマ

「災害時の物資の備蓄及び管理について」

3 テーマの選定理由

近年の度重なる激甚災害の発生により、災害の脅威と防災の重要性が改めて認識されている。本市においては、防災体制の確立を図り、市民福祉の増進と市勢の発展に期することを目的として「佐世保市地域防災計画」（以下、「地域防災計画」という。）を策定している。

災害に対しては、日頃からの備えが重要であり、災害が発生した際、市民の安全安心の確保に直結する重要な取組みとして、食糧品や生活必需品等の適切かつ速やかな供給が挙げられる。本市においては、長崎県が策定した「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」（以下、「県基本方針」という。）及び地域防災計画に基づき、「佐世保市備蓄計画」（以下、「備蓄計画」という。）を策定し、備蓄体制の強化を図っている。今回、地域防災計画及び備蓄計画に基づいた物資の備蓄や管理の状況、市民への啓発等について、本市の実態を改めて把握・検証し、もって本市の防災行政の効果的かつ効率的な運用に資することを目的として監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査の対象部局

物資の備蓄・管理に関する事務を行っている部局

2 監査の対象範囲

令和5年度における物資の備蓄・管理に関する事務。必要に応じて、その他関連事務についても監査対象とする。

第3 監査の期間

令和5年8月30日から令和6年2月14日まで

第4 監査の着眼点

- (1) 物資の備蓄は適切に行われ、計画的に整備されているか。
- (2) 物資の供給体制は適切か。
- (3) 物資の備蓄に係る周知はどのように行われているか。また、家庭内備蓄に対する啓発は行われているか。
- (4) 物資の管理・保管は適切に行われているか。

第5 監査の実施内容

- (1) 関係部局に対して物資の備蓄及び管理等に関する調査票及び関係書類の提出を求め、必要に応じて職員への聞き取りを行った。
- (2) 物資の保管状況等の現地調査を行った。

第6 佐世保市備蓄計画の概要

(1) 備蓄計画の策定について

本市では、地域防災計画における食糧供給計画に基づき、平成19年度からアルファ米（炊飯後に乾燥させて作った加工米）、缶入りソフトパン、缶詰などの食糧備蓄を開始した。その後、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、食糧等の備蓄の重要性が全国的に見直され、本市の備蓄品目でない生活必需品や日用品等を補うために平成23年度に民間事業者との流通備蓄協定を締結した。

長崎県においては、平成25年4月1日に「みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例」が施行され、物資の備蓄が県・市町の基本的な施策の一つとして規定されることになり、平成26年3月31日には、県内で災害が発生した場合に必要な物資の備蓄等について、各主体（県・市町・県民）の役割や目標とする具体的な数値等の基本的な方向性を示す県基本方針が策定された。県基本方針において、県内において想定される被害の中で最も大きな被害が見込まれる「雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動地震」による最大避難者数をもとに、被災により自ら備えた備蓄品を持ち出すことができない避難者のために、3日分の物資を目標として備蓄に努めることとされている。

（備蓄目標量＝人口×5%×3日分）

本市においては、平成29年1月に、県基本方針並びに地域防災計画に基づき、避難想定者数や備蓄品目を設定した備蓄計画を策定した。備蓄計画の概要は、次の「(2) 備蓄品目及び備蓄数量」から「(5) 家庭内備蓄」に記載している。

(2) 備蓄品目及び備蓄数量

備蓄品目は、県基本方針に沿って、共通備蓄品として整備が必要な食糧や飲料水、生活必需品に加え、資器材等を備蓄する。備蓄数量については、県基本方針に基づき、人口×5%×3日分とし、本市備蓄目標量のうち10%は長崎県の備蓄目標とされているため、残りの90%が本市備蓄目標量となっている。毛布やトイレ、パーテーション（間仕切り）等、一部の備蓄品目については、市が独自に目標数量を設定している。備蓄目標量のうち、一定量を現物備蓄として整備を図り、現物備蓄として整備できない物については、流通備蓄として、民間事業者等から物資の供給が行われるよう協定締結に努めるとされている。

具体的な備蓄品目、支給対象、数量については、表1のとおりとなっている。

表1 備蓄品目及び目標数量等

備蓄品目	支給対象	目標数量	数量根拠	整備状況
食糧	被災者のうち、1歳未満の方を除いた方	65,300食	1人1日あたり2食として3日分を備蓄する。アルファ米と調理不用食の購入数については目標数の約半数ずつ購入する。 241,866人（※1）×5%≒12,093人 12,093人×90%×2食×3日分≒65,300食 ※1 令和2年10月1日現在推計の人口243,808人から同1歳未満の人1,942人を引いた数	R5までに整備
飲料水（500mlペットボトル）	被災者のうち、1歳未満の方を除いた方	97,950本	1人1日あたり1.5L（3本）として3日分を備蓄する。 241,866人（※1）×5%≒12,093人 12,093人×90%×3本×3日分≒97,950食 ※1 令和2年10月1日現在推計の人口243,808人から同1歳未満の人1,942人を引いた数	R5までに整備
液体ミルク	1歳未満の被災者	1,032本	1人1日あたり4本として3日分を備蓄する。 1,942人（※2）×5%×90%×4本×3日≒1,032本 ※2 1歳未満の方の人口	R2以降毎年整備
紙おむつ（大人用）	要介護認定を受けている被災者	7,020枚	1人1日あたり5枚として3日分を備蓄する。 10,439人（※3）×5%×90%×5枚×3日≒7,020枚 ※3 令和2年9月30日現在の要介護認定者数	R5までに整備
紙おむつ（乳幼児用）	0歳から2歳までの被災者	3,915枚	1人1日あたり5枚として3日分を備蓄する。 5,837人（※4）×5%×90%×5枚×3日≒3,915枚 ※4 令和2年10月1日現在推計の0歳から2歳までの人口	R5までに整備
生理用品	10歳から55歳までの女性の被災者	9,768枚	1人1日あたり5枚として3日分を備蓄する。本市に在住されている対象人口の5%から更に4分の1（4週に1回換算）とした数量を備蓄する。 57,907人（※5）×5%×90%÷4×5枚×3日≒9,768枚 ※5 令和2年10月1日現在推計の10歳から55歳までの女性の人口	R5までに整備
排便袋	被災者のうち、紙おむつ使用者を除いた方	153,600枚	1人1日あたり5枚として3日分を備蓄する。 227,357人（※6）×5%×90%×5枚×3日≒153,600枚 ※6 令和2年10月1日現在推計の人口243,808人から令和2年9月30日現在の要介護認定者数10,439人及び令和2年10月1日現在推計の0歳から2歳までの人口5,837人を除いた数	R5までに整備

表1の続き

品目等	支給対象	数量	数量根拠	整備状況
毛布	被災者	5,600枚	令和2年台風10号接近時避難所開設の際の避難者人数である5,600人分(1人1枚)備蓄する。	R5までに整備
タオルケット	被災者	750枚	毛布の予備として避難第一段階の避難所1か所につき20枚及びその予備として750枚を備蓄する。	H24整備済
哺乳瓶	1歳未満の被災者	50本	市内の1歳未満の方(1,942人)の5%の約半数分を備蓄する。 $1,942人 \times 5\% \div 2 = 50本$	R3整備済
パーテーション(間仕切り)	避難所にいる被災者	750組	避難第一段階の避難所1か所につき20組及びその予備として750組を備蓄する。	H29整備済
簡易トイレ	避難所にいる被災者	30組	避難第一段階の避難所の半数及びその予備として30組を備蓄する。	H28整備済
ジョイントマット	避難所にいる被災者	30,240枚	避難第一段階の避難所1か所につき360枚及びその予備として30,240枚を備蓄する。	R1整備済
扇風機	避難所にいる被災者	54台	避難第一段階の避難所1か所につき1台及びその予備として54台を備蓄する。	R1整備済
ベッド	避難所にいる被災者のうち、75歳以上の方	800組	$5,600人(※7) \times 16\%(※8) \times 90\% \times 1台 = 800台$ ※7 令和2年台風10号接近時避難所開設の際の避難者人数 ※8 佐世保市の人口における75歳以上の方の割合	R2整備済
防災灯	避難所にいる被災者	76セット	初期段階で避難所が開設する可能性が高い避難所1箇所につき2台 初期段階に開設する可能性が高い避難所38か所 $\times 2台 = 76台$	R3整備済
マスク	避難所にいる被災者	33,000枚	避難所1人あたり1枚の3日分 $243,808人 \times 5\% \times 90\% \times 3日 = 33,000枚$ ※9 令和2年10月1日現在推計の人口243,808人	R2整備済
手指消毒液	避難所にいる被災者	456本	初期段階開設避難所38か所(1日4本)の3日分を備蓄する。 $38か所 \times 4本 \times 3日分 = 456本$	R2整備済
タオルペーパー	避難所にいる被災者	22,800枚	初期段階開設避難所38カ所(1日200枚)の3日分を備蓄する。 $38カ所 \times 200枚 \times 3日 = 22,800枚$	R2整備済
室内消毒用アルコールスプレー	避難所にいる被災者	120本	初期段階開設避難所38か所(1日1本)の3日分を備蓄する。 $38か所 \times 1本 \times 3日分 = 120本$	R2整備済
ブルーシート	河川付近の被災者	1,500枚	佐世保市備蓄計画の基礎としている長崎県の災害時の物資備蓄等に関する基本指針に基づき、市内で水害を警戒すべき4河川(相浦川、早岐川、宮村川、江迎川)の流域人口約3万人の内5%(1,500人)を、自らの備蓄品を持ち出すことの出来ない被災者と想定し、備蓄する。 $1,500人 \times 1枚 = 1,500枚$	R2整備済
スコップ	河川付近の被災者	750本	ブルーシートと同様の被災者を想定し、被災者2人につき1本 $1,500人 \times 1/2本(2人に1本) = 750本$	R2整備済
軍手	河川付近の被災者	3,000組	ブルーシートと同様の被災者を想定し、被災者1人につき2組 $1,500人 \times 2組 = 3,000組$	R2整備済

(3) 備蓄維持管理計画

食糧は、5年間以上の賞味期限を有するもの、飲料水については、12年間以上の賞味期限を有するもの等、品目によって可能な限り賞味期限の長いものを選択し、毎年度、計画的に購入することとしている。賞味期限が迫ったもの（食糧・飲料水は賞味期限まで1年以内を目途）については、防災訓練やイベント等での啓発物品としての配布、その他公益性の高い事業への配布により活用を図るとしている。生理用品、紙おむつ、簡易トイレ、毛布、哺乳瓶等は、保存状況や衛生面を考慮しながら数量維持を行い、毛布については、クリーニングし、可能な限り再使用するとされている。簡易トイレ（簡易テント含む）、パーテーション（間仕切り）等は、保存状況や衛生面を考慮しながら数量維持を行うこととしている。

(4) 流通備蓄

現物備蓄だけでは対応できない食糧や飲料水、生活必需品等については、予め事業者と災害時における物資の供給について協定を締結しておく事で、災害時には必要な物資を調達することとしている。このような協定を「流通備蓄協定」といい、協定により事業者から調達する物資を流通備蓄している。現在、食糧や飲料水、生活必需品、日用品、資器材等に関して事業者等と協定を締結しており、今後も協定の締結を推進するとしている。

(5) 家庭内備蓄

災害時においては、本市で備蓄する物資だけでは避難者全員へ物資が行きわたらないことが想定されるため、各家庭における食糧や飲料水の備蓄の必要性について、パンフレットや広報紙、自主防災組織等を通じて、市民に対して継続的に広報を行っていくこととしている。

家庭内備蓄の広報に際しては、3日以上以上の食糧や1人1日3リットル以上の飲料水を下表のようなポイントに留意しながら備蓄することを呼びかけていくとともに、災害発生時にすぐに取り出せる場所に保管するよう併せて呼びかけていくとしている。

長期間保存可能で日頃から使用できるような食品を買い置きし、賞味期限や消費期限をチェックしながら日常生活で利用し、常に備蓄があるようにしておく。（サイクル保存）
そのまま食べられるか、お湯を足す程度の簡単な調理で済むもの。
持ち運びに便利なもの。
必要最小限のエネルギーや栄養素が確保できるもの。
家族の状況（乳幼児、高齢者、アレルギー、糖尿病や腎臓病等の慢性疾患）に配慮した食品であること。

第7 監査の結果

1 物資の備蓄は適切に行われ、計画的に整備されているか。

【監査対象部局（部署） 市民生活部（市民安全安心課）】

(1) 物資の備蓄の状況

① 現物備蓄

物資の備蓄は、表1 備蓄品目及び目標数量等（3頁～4頁）に記載されている数量を令和5年度までに整備することとされており、表2は備蓄計画に対する数量及び充足率をまとめたものである。令和5年度末の数量は、全ての備蓄拠点及び避難所で保管されている物資の総数であり、令和5年度に購入する見込みのものを含んでいる。なお、数量は、市民生活部から提出された「備蓄拠点別備蓄品等一覧表」及び「各避難所備蓄品保管数一覧」をもとに確認したが、備蓄計画と比較し、一部の品目において名称が詳しく記載されており（例：備蓄計画で食糧と表しているものを、一覧表では非常食（調理不要食、アルファ米）と表記）、市民生活部においては、一覧表の名称で管理していることから、表2は一覧表の名称を記載している。

表2 令和5年度末の数量見込み及び充足率

品目	備蓄計画 目標数量	令和5年度末 数量見込み	充足率
非常食（調理不要食、アルファ米）	65,300 食	61,507 食	97%
	※ 63,612 食		
非常用飲料水（500mlペットボトル）	97,950 本	94,870 本	99%
	※ 95,418 本		
液体ミルク	1,032 本	876 本	100%
	※ 876 本		
毛布 140cm×200cm	5,600 枚	5,600 枚	100%
タオルケット 140cm×190cm	750 枚	750 枚	100%
避難所用パーテーション	750 組	750 組	100%
避難所用トイレ・テント	30 組	30 組	100%
トイレパック	153,600 枚	151,500 枚	99%
紙おむつ（乳幼児用）	3,915 枚	3,488 枚	89%
紙おむつ（大人用）	7,020 枚	7,038 枚	100%
生理用品	9,768 枚	9,494 枚	97%
マスク	33,000 枚	530,000 枚	1606%
手指消毒液（200ml）	456 本	2,000 本	439%
手指消毒液（400ml）			
手指消毒液（800ml）			
消毒用アルコールスプレー	120 本	1,040 本	867%
ペーパータオル	22,800 枚	216,000 枚	947%
ブルーシート	1,500 枚	1,500 枚	100%
スコップ	750 本	750 本	100%

表2の続き

品目	備蓄計画 目標数量	令和5年度末 数量見込み	充足率
軍手	3,000 組	3,000 組	100%
防災灯	76 個	76 個	100%
哺乳瓶	50 本	50 本	100%
ジョイントマット	30,240 枚	30,240 枚	100%
扇風機	54 台	54 台	100%
ベッド	800 組	832 組	104%
非常食パン	— 食	2,988 食	—
<p>※で表示している備蓄計画目標数量について</p> <p>賞味期限がある「非常食（調理不要食、アルファ米）」「非常用飲料水（500mlペットボトル）」「液体ミルク」の3品目は、本市における人口減少傾向の現状を考慮し、本市の最新人口（令和5年度の場合、令和4年10月1日時点の人口）に基づき目標数量の見直しがされていた。※で表示している数量が見直し後の数量であり、充足率は、見直し後の数量に基づき算出した。</p>			

品目の多くにおいて、計画と同等、あるいは計画を上回る数量を備蓄していた。非常食、非常用飲料水、液体ミルクは、本市における人口減少の傾向を考慮し、目標数量が見直されていた。令和5年度末に非常食等の物資が目標数量に達していない理由は、令和4年度において、物価高騰の影響により予定数量を確保できなかったためであった。目標数量に達していない物資は、令和6年度以降において、食糧品を中心に調達する予定とのことであり、令和6年度は、非常食について、目標数量に達するよう調達を計画しているとのことであった。なお、日用品（衛生用品）について、0歳から2歳までの乳幼児と要介護認定を受けている方を対象として紙おむつを備蓄し、10歳から55歳までの女性を対象に生理用品を備蓄しており、要配慮者や女性にも配慮した物資の備蓄がされていた。非常食パンは、備蓄計画における備蓄の品目ではなく、パン製造の会社から、地域社会に貢献したいとの想いで、災害時用として市に寄贈されたものであった。

②流通備蓄

現物備蓄だけでは対応できない食糧や飲料水、生活必需品等の供給について、総合スーパー等を運営している事業者と「災害時における物資の供給に関する協定書」を締結していた。協定の概要は、市内に災害が発生した場合等において、市が事業者に対して供給の要請を行い、市と事業者の協議により決定した物資の引き渡し場所に事業者が物資の運搬を行い、市が物資を引き取るものとなっている。費用について、供給した物資の費用及び運搬に係る費用は市が負担することとなっている。事業者に対して供給を要請する物資は、主に食糧品及び飲料水、日用品、作業関係、工具類、調理・電気用品となっており、具体的な品目は表3のとおりである。

表3 流通備蓄として供給を要請する主な物資

項目	品目
食糧品及び飲料水	弁当、おにぎり、パン、レトルト食品（ごはん、おかず類）、インスタント食品（即席めん類）、調理缶詰類、容器入り飲料（水、お茶、牛乳、その他）、味噌、醤油、生鮮食品類、育児用調整粉乳
日用品	寝具（毛布、布団）、下着類、軍手、タオル、紙おむつ、石けん、洗剤、ティッシュ、生理用品、割り箸、スプーン、懐中電灯、乾電池
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鋏、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリール、養生テープ、ガムテープ
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、電池

(2)賞味期限や使用期限等がある物資の取扱い

物資の中には、食糧をはじめとして、賞味期限や使用期限があるものが含まれる。また、使用期限がなくとも、劣化により使用できなくなるものもある。そのような物資の有効活用を図ることを目的として、「災害時備蓄品の提供に関する事務規程」を策定していた。物資の提供先については、公益性の高い活動を行う市内の団体等となっており、それら団体における活動（『防災意識の啓発等のために実施する災害対策訓練、研修及び講演会等で使用する場合』『団体等が生活に困窮している者等へ提供する場合』『教育・文化施設等で飼育・栽培する動植物の飼料及び肥料として使用する場合』）などにおいて提供することとなっている。提供する物資は、使用期限まで概ね1年を切ったもので、当該年度に処分することとなっているもの、使用期限がないものは、購入から10年以上経過しており、劣化の程度が激しいと市民安全安心課長が認めたものが提供されることとなっている。

物資の使用期限の確認は、市民安全安心課において、賞味期限を迎える非常食などの入れ替え時（年1回：夏）や避難所への物資の補充時（随時）に行っており、また、避難所開設に伴う物資の使用状況報告の際に、避難所従事者も確認を行い、「佐世保市災害情報共有システム」にて報告がされている。

2 物資の供給体制は適切か。

【監査対象部局（部署） 市民生活部（市民安全安心課）】

災害が発生した場合に、迅速かつ適切に物資の供給ができるよう、物資の配置と補充の考え方等について、「佐世保市備蓄品配置方針」（以下、「配置方針」という。）が策定されていた。

配置方針において、物資は、備蓄拠点及び準拠点だけでなく、避難所にも一定保管を行うこととし、不足が生じる場合は、まず同一地区内の備蓄拠点又は準拠点から補充するとしている。同一地区内の備蓄拠点及び準拠点から補充できない場合は、配置方針に定める「主な補充元拠点」から「主な運搬経路」により補充を行う。災害の状況等により、方針に沿った補充が難しい場合においては、配置方針と異なる対応を妨げるものではないとしている。備蓄拠点毎の備蓄数及び補充方法等は、配置方針の別紙として「備蓄拠点毎備蓄数及び補充方法等一覧」として整理し、一覧は、人口の変動や、備蓄拠点毎の備蓄数の増減等により修正の必要が生じるため、年1回程度適正な補充方法等への見直しを行うとなっている。

災害発生時における備蓄拠点から避難所への物資の輸送については、運送業者と「災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書」を締結していた。協定の概要は、市内に災害が発生した場合等において、市が運送業者に対して輸送の要請を行い、運送業者は、原則として、配置方針で定める主な運搬経路を通り物資を輸送する。西部地区を例にとれば、保管場所は、小佐々支所、世知原支所、江迎地区コミュニティセンターとなっており、地区内における補充は、小佐々支所を備蓄拠点として、最寄りの保管場所から避難所に補充するが、不足する場合は、備蓄拠点から補充し、地区外から補充する必要がある場合、物資を中部地区から補充することとなっている。物資は、協定を締結している運送業者が輸送する。

表4は、各地区における保管場所や物資の数量（必要量、避難所配置数、備蓄拠点配置数、運搬必要数）、地区内での補充の考え方、地区外から補充をする場合の主な補充元拠点、主な運搬経路等をまとめたものである。

表4 各地区における保管場所や物資の数量、地区内での補充の考え方等

地区		西部	北部	中部	
該当支所		吉井、世知原、小佐々、江迎、鹿町	相浦、中里皆瀬、大野、柚木	市役所管内	
人口(R4.4.1)		22,431	59,953	78,258	
保管場所		小佐々支所、世知原支所、江迎地区CC	させぼつくす99、大野支所	西地区CC、旧俵浦小学校、千尽倉庫、松浦町備蓄倉庫	
必要量 (計画値)	飲料水	1人1日3本(500ml)	9,266	24,751	32,310
	非常食	1人1日2食	6,177	16,501	21,540
	毛布	1人1枚	529	1,415	1,847
避難所配置数	飲料水	1人1日3本(500ml)	1,728	1,968	2,856
	非常食	1人1日2食	1,800	2,050	2,975
	毛布	1人1枚	720	820	1,190
備蓄拠点配置数	飲料水	1人1日3本(500ml)	6,000	8,500	63,439
	非常食	1人1日2食	5,000	4,500	38,988
	毛布	1人1枚	800	700	-673
運搬必要数	飲料水	1人1日3本(500ml)	1,538	14,283	-33,985
	非常食	1人1日2食	-623	9,951	-20,433
	毛布	1人1枚	-991	-105	1,330
地区内での補充の考え方		小佐々支所を備蓄拠点とし、最寄りの保管場所から補充するが、不足する場合は、備蓄拠点から補充する。	させぼつくす99を備蓄拠点とし、最寄りの保管場所から補充するが、不足する場合は、備蓄拠点から補充する。	松浦倉庫を備蓄拠点とし、備蓄拠点又は西地区CCから補充する。千尽倉庫及び旧俵浦小学校は、市全体の備蓄拠点として、大規模災害時の補充元とする。(必要に応じて活用することも可)	
地区外から補充をする場合の主な補充元拠点	飲料水	中部 (旧俵浦小学校、千尽倉庫)	中部 (旧俵浦小学校、千尽倉庫)	—	
	非常食	—	中部 (旧俵浦小学校、千尽倉庫)	—	
	毛布	—	—	西部及び北部	
主な運搬経路		<ul style="list-style-type: none"> ●旧俵浦小学校からは、市道「船越白浜線」から県道「149号線」「11号線」を経由し、西九州自動車道又は国道「204号線」などから西部地区各避難所へ供給する。 ●千尽倉庫からは、県道「11号線」又は国道「35号線」を経由し、西九州自動車道又は国道「204号線」などから西部地区各避難所へ供給する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●旧俵浦小学校からは、市道「船越白浜線」から県道「149号線」「11号線」を経由し、西九州自動車道又は国道「204号線」などから北部地区各避難所へ供給する。 ●千尽倉庫からは、県道「11号線」又は国道「35号線」を経由し、西九州自動車道又は国道「204号線」などから北部地区各避難所へ供給する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●西部地区各備蓄拠点からは、県道「18号線」(小佐々)、国道204号線(江迎)、県道「151号線」(世知原)等を経由し、西九州自動車又は国道「204号線」などから中部地区各避難所へ供給する。 ●北部地区各備蓄拠点からは、西九州自動車道又は国道「204号線」などから中部地区各避難所へ供給する。 	

※地区コミュニティセンターは「CC」と表記している。

表4の続き

地区		東部	離島	計	
該当支所		早岐、針尾、江上、宮、三川内、日宇	宇久、黒島、高島	—	
人口(R4. 4. 1)		74, 301	2, 297	237, 240	
保管場所		早岐地区CC、東消防署、日宇地区CC、針尾地区CC、宮地区CC	宇久GC、黒島支所、高島町公民館	—	
必要量 (計画値)	飲料水	1人1日3本(500ml)	30, 676	948	97, 951
	非常食	1人1日2食	20, 451	632	65, 301
	毛布	1人1枚	1, 753	54	5, 598
避難所配置数	飲料水	1人1日3本(500ml)	2, 376	480	9, 408
	非常食	1人1日2食	2, 475	500	9, 800
	毛布	1人1枚	990	200	3, 920
備蓄拠点配置数	飲料水	1人1日3本(500ml)	9, 400	1, 200	88, 539
	非常食	1人1日2食	6, 000	1, 000	55, 488
	毛布	1人1枚	750	100	1, 677
運搬必要数	飲料水	1人1日3本(500ml)	18, 900	-732	4
	非常食	1人1日2食	11, 976	-868	3
	毛布	1人1枚	13	-246	1
地区内での補充の考え方		東消防署を備蓄拠点とし、最寄りの保管場所から補充するが、不足する場合は、備蓄拠点から補充する。	各保管場所から補充する。	—	
地区外から補充をする場合の主な補充元拠点	飲料水	中部 (旧俵浦小学校、干尽倉庫)	—	—	
	非常食	中部 (旧俵浦小学校、干尽倉庫)	—	—	
	毛布	—	—	—	
主な運搬経路		●旧俵浦小学校からは、市道「船越白浜線」から県道「149号線」「11号線」を経由し、国道「35号線」などから東部地区各避難所へ供給する。 ●干尽倉庫からは、県道「11号線」から国道「35号線」を経由し、東部地区各避難所へ供給する。	—	—	

※地区コミュニティセンターは「CC」、宇久行政センターは「GC」と表記している。

3 物資の備蓄に係る周知はどのように行われているか。また、家庭内備蓄に対する啓発は行われているか。

【監査対象部局（部署） 市民生活部（市民安全安心課）】

物資の備蓄に係る市民への周知について、佐世保市ホームページにおいて、「災害時用備蓄品及び保管場所」の見出しで、備蓄拠点毎の備蓄の状況がわかる資料が掲載されていた。また、家庭内備蓄の必要性について、市の広報紙やホームページを活用し、イベント時には、パンフレットやリーフレットを配布して啓発を行っていた。ホームページに掲載している『災害時における家庭での備蓄』は、備えが必要な物資の種類や数量、日常生活で消費しながら備蓄するローリングストック法を紹介し、わかりやすくまとめられていた。

災害時における家庭での備蓄

地震・風水害・土砂災害時には「自分の身は自分で守る」ことが必要です。
日頃から「非常持ち出し用品」をそろえ、いつでも持ち出せるよう災害に備えておきましょう。



どのようなものを家庭で備蓄しておけばいいの？

最初に食糧品の備蓄を始めましょう。 の巻紙が産するリーフレット

- 備蓄食糧品は、主食(炭水化物)＋主菜(たんぱく質)の組合せで、最低でも3日分、できれば1週間分程度を確保しましょう。
- ライフライン(電気、ガス、水道)が停止する場合は想定し、水と熱源(カセットコンロ等)は、一人当たり1週間程度(水21ℓ、ボンベ6本程度)あれば安心です。

水



飲料水として、1人当たり1日1リットルの水が必要です。調理等に使用する水を含めると、3リットル程度あれば安心です。

カセットコンロ



熱源は、食品を温めたり、簡単な調理に必要です。ボンベも忘れずに。

米(エネルギー及び炭水化物の確保)



備蓄の柱!
2kgの米が1袋あると、水と熱源があれば、(1食=0.5合=75gとした場合)約27食分になります。

缶詰(たんぱく質の確保)



缶詰は調理不要で、そのまま食べられるものを選ぶと便利です。

ローリングストック法

普段の食糧品を少し多めに買い置きし、消費した分を補充する方法をローリングストック法と言います。この方法のポイントは、日常生活で消費しながら備蓄することであり、手軽に備蓄に取り組むことができます。



消費した分を補充
備える
買つ
食べる
普段の食糧品を少し多めに買い置き(保存期間の長いものを)
賞味期限を考えながら消費

参考(その他の備蓄品)

以下のものは参考です。日頃から家庭内で備蓄品について話し合い、食糧品のほか各家庭や個人の実情に合わせ常備薬等の必需品についても用意し、定期的に点検・交換を行い、いつでも持ち出しができるようにしておきましょう。

常備薬	使い捨て食器	毛布・ブランケット	バスタオル	洗剤用具	トイレトーパー	懐中電灯
携帯ラジオ	乾電池	体温計	手指消毒液	マスク	紙おむつ	女性用生理用品
寝袋	ガムテープ	ゴミ袋	レジャーシート	簡易トイレ	乳幼児用 紙おむつ 乳幼児ミルク	

4 物資の管理・保管は適切に行われているか。

備蓄計画に基づき備蓄されている物資（以下、「備蓄計画関連物資」という。）の管理・保管状況について、所管部署が把握している備蓄数と実際の備蓄数は整合がとれているか、物資の品質は確保されているか、適切な環境の元で保管されているか等の確認を行う目的から、現地調査を実施した。合わせて、地域防災計画（基本計画編）における水防計画に基づいて整備されている水防に関する資機材（以下、「水防関連資機材」という。）及び長崎県地域防災計画と地域防災計画（原子力施設の原子力災害対策編）に基づき整備されている原子力防災に関する資機材（以下、「原子力防災関連資機材」という。）について、現地調査を実施した。市民生活部所管の保管場所については、17箇所ある備蓄拠点の中から3箇所を抽出し、88箇所ある避難所の中から21箇所（うち1箇所は備蓄拠点を兼ねる）を抽出して現地調査を実施した。現地調査における品目や数量の確認は、各部局から提出された書類[例：市民生活部提出の備蓄拠点別備蓄品等一覧表]（以下、「一覧表」という。）と照合した。現地調査を実施した保管場所は、次の表のとおりであるが、小中学校における物資（体育館等の一部のスペースを物資の保管場所としている）は、市民生活部が管理しており、現地調査した各学校においては、物資の管理に係る事務を所管していないことから、本監査結果報告書において、小中学校の名称は記載していない。

所管部局	現地調査を実施した保管場所
市民生活部	<p>【備蓄拠点】 市民安全安心課備蓄倉庫(松浦町)、小佐々支所、早岐地区CC</p> <p>【避難所】 中部地区CC、南地区CC、三川内地区CC、宮地区CC、小中学校(16校)</p> <p>※地区コミュニティーセンターは、「CC」と表記している。 ※早岐地区CCは避難所を兼ねている。</p>
土木部	相浦地区水防倉庫
防災危機管理局	鯨瀬ターミナル

(1) 備蓄計画関連物資の現地調査結果

【監査対象部局（部署） 市民生活部（市民安全安心課）】

①市民安全安心課備蓄倉庫

保管物資 []内は、令和5年9月11日時点の数量
非常食(洋風リゾット)[275食]、非常用飲料水[10,536本]、毛布[174枚]、タオルケット[460枚]、避難所用パーテーション[16組]、避難所用トイレ・テント[20組]、排便袋[21,200枚]、紙おむつ(乳幼児用)[580枚]、紙おむつ(大人用)[992枚]、生理用品[1,776枚]、ベッド[20組]、マスク[62,500枚]、手指消毒液(400ml)[49本]、手指消毒液(800ml)[360本]、ペーパータオル[169,500枚]、ブルーシート[280枚]、スコップ[200本]、軍手[750組]

物資は、概ね適切に管理・保管されていると認められたが、次の点が懸念された。

備蓄拠点であることから、物資の種類が多く、大量に保管する必要性は理解できるものの、何をどこに置いているのか一目でわかりにくい、飲料水が高く積み上げられている、通路の一部にスコップが置かれて狭くなっている状況であり、物資の搬出に支障が出ないか懸念された。また、倉庫内に照明器具がなく、懐中電灯も備えられていないことから、夜間において、円滑に搬出できるのか懸念された。

現地調査の様子



②小佐々支所

保管物資 []内は、令和5年9月11日時点の数量
非常食(洋風リゾット)[175食]、非常食(アルファ米)[2,050食]、非常用飲料水[168本]、タオルケット[167枚]、避難所用パーテーション[47組]、排便袋[10,800枚]、紙おむつ(乳幼児用)[140枚]、紙おむつ(大人用)[316枚]、生理用品[424枚]、マスク[250,000枚]、手指消毒液(400ml)[199本]、手指消毒液(800ml)[360本]、消毒用アルコールスプレー[410本]、ブルーシート[500枚]、スコップ[200本]、軍手[750組]

物資は、概ね適切に管理・保管されていると認められたが、一部において、不備事項を発見した。

物資のうち、食糧品及び飲料水は段ボールに梱包され、段ボールには賞味期限が表示されている面がある。食糧品等の一部について、積み上げられた段ボールの賞味期限が見えない、あるいは同じ食糧品等の段ボールを手前と奥に並べて積んでいるが、異なる賞味期限の物が混在している状況が見受けられ、賞味期限の適正な管理に影響が出ないか懸念された。

危険物に該当する手指消毒液等を大量に保管しており、安全性に問題がないか懸念された。手指消毒液等に係る詳細な調査結果は、次頁に記載している。

【不備事項】

- ・生理用品の数量が一覧表では424枚となっているが、現物は374枚であり、50枚不足していた。
- ・非常食(洋風リゾット)について、一覧表の賞味期限は、2025年4月となっているが、現物の賞味期限は、2025年3月であった。
- ・非常食(アルファ米)について、一覧表の賞味期限は、2026年5月となっているが、現物の一部の賞味期限は、2026年4月であった。
- ・非常用飲料水について、一覧表の賞味期限は、2032年2月となっているが、現物の賞味期限は、2033年4月であった。

手指消毒液等の保管状況に係る調査結果

1 危険物について（概要）

消防法において、エタノールの濃度が60%以上（重量%）の消毒用アルコールは、危険物に該当し、「第四類：引火性液体のアルコール」に分類される。危険物は、佐世保市火災予防条例において、消防法で定める指定数量（アルコールの場合、4000。）の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵、又は取り扱う場合は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならないとされており、また、技術上の基準（火気厳禁の表示、高さ3メートルを超えて積み重ねない等）を満たす必要がある。

2 小佐々支所の保管状況 ※備蓄拠点において、手指消毒液等の保管数量が最も多い。

品目	数量			危険物の該当 (現物及びメーカーHPで確認)
	本	箱	リットル	
手指消毒液(400ml)	199	20	79.6	エタノールの含有は60%以上で 危険物に該当する 。 商品に「火気厳禁」の表示あり。
手指消毒液(800ml)	360	60	288	エタノールの含有は57%で 危険物に該当しない 。 商品に「火気注意」の表示あり。
消毒用アルコールスプレー(500ml)	410	34箱 +2本	205	エタノールの含有は54%で 危険物に該当しない 。 商品に「火気注意」の表示あり。

手指消毒液(400ml)が危険物に該当するが、指定数量の1/5(800)未満の数量であり、消防署長への届出等は必要としないものの、指定数量の1/5とほぼ変わらない数量の危険物と危険物ではないもののエタノールを含んだ消毒液等が大量に保管されている状況であった。

小佐々支所における消毒液等の保管状況



③早岐地区CC、中部地区CC、南地区CC、三川内地区CC、宮地区CC

地区CCにおける主な保管物資 ※数量は省略

非常食、飲料水、パーテーション、ジョイントマット、保管用キャビネット、衛生用品一式（マスク、手指消毒液、消毒用アルコールスプレー、ペーパータオル）、フローリングワイパー及びシート、防災灯

物資は、整理整頓しており、概ね適切に管理・保管されていると認められたが、一部において、不備事項を発見した。

中部地区CCにおける保管状況



【不備事項】

早岐地区CC

・一覧表の数量が 360 枚となっているジョイントマットについて、1 枚もなかった。

南地区CC

・飲料水について、一覧表の賞味期限は、2030 年 8 月が 96 本、2031 年 3 月が 56 本となっているが、現物の賞味期限は、2030 年 8 月が 48 本、2031 年 3 月が 24 本、2031 年 4 月が 32 本、2032 年 3 月が 48 本であった。

④小中学校（16校）

小中学校における主な保管物資 ※数量は省略
非常食、飲料水、毛布、ブルーシート、ジョイントマット、備蓄保管用キャビネット、扇風機、衛生用品一式（マスク、手指消毒、スプレー、ペーパータオル）、防災灯

物資は、概ね適切に管理・保管されていると認められたが、一部において、不備事項を発見した。一部の学校における物資の保管について、整理が不十分な事例が見受けられ（物資の前に机が置かれてあり取り出しづらい、保管庫が十分に活用されていない、分散して保管している）、避難所の運営に支障を来さないか懸念された。

【不備事項】

- ・飲料水について、一覧表に記載の物と別に賞味期限 2031 年 4 月の飲料水が 1 箱（24 本）あった。
- ・飲料水について、一覧表の賞味期限及び本数は、2031 年 3 月が 24 本、2033 年 4 月が 48 本となっているが、現物の賞味期限は、全て 2033 年 4 月であった。
- ・非常食について、一覧表の賞味期限は、2025 年 2 月となっているが、現物の賞味期限は、2025 年 3 月であった。
- ・飲料水について、一覧表の賞味期限及び本数は、2029 年 2 月が 24 本、2032 年 2 月が 72 本となっているが、現物の賞味期限及び本数は、2029 年 9 月が 72 本、2032 年 3 月が 24 本であった。
- ・非常食について、一覧表の賞味期限は、2025 年 2 月となっているが、現物の賞味期限は、2025 年 3 月であった。
- ・非常食について、一部、品目名及び賞味期限が異なっていた。一覧表では、賞味期限が 2027 年 4 月のアルファ米が 2 箱となっているが、現物は、賞味期限が 2027 年 4 月のアルファ米が 1 箱、賞味期限が 2025 年 3 月の洋風リゾットが 1 箱であった。

小学校における保管状況 ※3枚の写真は同じ学校のもの

【体育館の保管状況】

- ・物資の前に机が置かれており、取り出しづらい状況。
- ・保管庫に空きスペースがあり、十分に活用されていない。



【校舎内の事務室】

- ・一部の物資は体育館の倉庫と別に事務室に保管されていた。



(2)水防関連資機材の現地調査結果

【監査対象部局（部署） 土木部（河川課）】

水防関連資機材は、洪水又は高潮等による水災を警戒し、防除することを目的として整備が図られており、市内に水防倉庫を 17 箇所設けて管理されている。水防倉庫の中で、土のう袋等の保管数量が多い相浦地区水防倉庫を選定して現地調査を実施した。

<p>主な保管資機材 ※数量は省略</p> <p>杉丸太、鉄筋、土のう袋、ブルーシート、縄、ホゲ・ザル、鉄線、スコップ、モッコ、唐鍬、片ツルハシ・両ツルハシ、斧、鎌、片手ハンマー、ペンチ、鋸、掛矢</p>
--

水防関連資機材は、概ね適切に管理・保管されていると認められた。黒板に資機材の種類及び在庫数が記載されており、適切に数量の管理がされていた。倉庫は照明器具があり、夜間の搬出に支障はないものの、停電を考慮した備えが必要と思われた。資機材の点検は、年に一度行われており、劣化した資機材は使用の可否を判断し、必要に応じて補充しているとのことであった。鋸等、鉄製の資機材の一部について、錆が多く付着しているものが見受けられた。

現地調査の様子



(3)原子力防災関連資機材の現地調査結果

【監査対象部局 防災危機管理局】

原子力防災関連資機材は、原子力事業者の原子炉の運転等により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策の一つとして整備されており、長崎県が所有する原子力防災関連資機材を市が管理している。

主な保管資機材 ※数量は省略

放射能測定器（GM式サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ、電離箱式サーベイメータ）、可搬式投光器、業務用石油ストーブ、スポットエアコン、ポケット線量計、発電機

※資機材は、全て長崎県が所有するものであり、市が管理を行っている。

原子力防災関連資機材は、概ね適切に管理・保管されていると認められた。GM式サーベイメータ等の機器類は、定期的に点検がされており、GM式サーベイメータは動作方法の研修を行っているとのことであった。保管場所内に照明器具がなく、懐中電灯も備えられていないことから、夜間において、円滑に搬出できるのか懸念された。

現地調査の様子



第8 まとめ

1 監査結果の総括

今回の行政監査は、地域防災計画及び備蓄計画に基づいた物資の備蓄や管理の状況、市民への啓発等について、本市の実態を改めて把握・検証し、本市における今後の防災行政の効果的かつ効率的な運用に資することを目的として監査を実施した。監査の結果について、次のとおり総括する。

(1) 物資の備蓄は適切に行われ、計画的に整備されているか。

【監査対象部局 市民生活部】 (監査結果は、6～8 頁に掲載)

物資の備蓄は、備蓄計画に基づく数量を令和5年度までに整備することとされており、計画に従い、品目の多くが計画と同等、あるいは計画を上回る備蓄がされていた。物価高騰の影響により、令和5年度までに目標数量に達しなかった非常食については、令和6年度における調達計画されており、早急な対応を要する。現物備蓄だけでは対応できない食糧品や生活必需品等は、事業者と協定を締結し、災害が発生した場合等において供給されることとなっていた。また、賞味期限等がある物資については、災害時備蓄品の提供に関する事務規程にて取扱いが定められ、公益性の高い活動を行う市内の団体等に提供することにより、物資の廃棄を避ける取組みがされていた。

物資の備蓄は計画的に整備がされており、事務処理を含め概ね適切に行われていた。

(2) 物資の供給体制は適切か。

【監査対象部局 市民生活部】 (監査結果は、9～11 頁に掲載)

物資の配置と補充の考え方等について、佐世保市備蓄品配置方針が策定されていた。物資は備蓄拠点及び準拠点を中心として避難所にも保管し、避難所の物資の補充は同一地区内の備蓄拠点又は準拠点から行い、同一地区内での補充が難しい場合は他地区に補充元拠点を設定し、そこから補充するなどの対策がされていた。また、災害発生時における物資の輸送は、運送業者と災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書を締結し、あらかじめ定めた運搬経路で輸送するよう対策がされていた。

物資の供給体制が構築されており、概ね適切な事務処理がされていた。

(3)物資の備蓄に係る周知はどのように行われているか。また、家庭内備蓄に対する啓発は行われているか。

【監査対象部局 市民生活部】 (監査結果は、12 頁に掲載)

物資の備蓄に係る市民への周知は、物資の備蓄に係る状況を佐世保市ホームページに掲載し、家庭内備蓄の必要性について、市の広報紙へ掲載するなどの啓発がされていた。ホームページに掲載している「災害時における家庭での備蓄」は、備蓄に係る要点が非常にわかりやすくまとめられていた。

物資の備蓄の周知及び家庭内備蓄に係る啓発は、適切に行われていた。

(4)物資の管理・保管は適切に行われているか。

【監査対象部局 市民生活部】 (監査結果は、14～19 頁に掲載)

備蓄拠点 3 箇所、避難所 21 箇所（うち 1 箇所は備蓄拠点を兼ねる）の現地調査を実施した結果、物資は、概ね適切に管理・保管されていると認められたが、一部において、現物と一覧表の数量が一致しない等の不備事項があった。本監査の実施にあたって、市民生活部に物資の管理等に係る課題を尋ねたところ、備蓄拠点 17 か所、避難所 88 か所の計 105 か所に配備している備蓄品の在庫管理（避難所開設時に使用した備蓄品の正確な把握が困難）であると回答があり、所管部局として数量の相違等は危惧していたと考えられる。また、市民安全安心課備蓄倉庫、小佐々支所、一部の学校においては、保管状況に関して懸念される事項があった。不備事項については、改善の必要があることから意見を付し、懸念される事項については、より適切な管理が図られるよう見解を述べる。

①意見

物資の数量や賞味期限は、災害情報共有システム（以下、「システム」という。）で情報を管理しているが、数量等に相違があった物資は、システムの情報が誤っていることになる。本監査により不備が発見された物資については、改めて現物を確認した上で、システムの情報を正しく更新されたい。

②見解

市民安全安心課備蓄倉庫における物資の保管について、スペースの都合上、対応が難しい部分があるものの、できる範囲で整理を行い、その上で、どの物資がどの付近に保管されているかを容易に把握あるいは認識できる配置図（レイアウト図）を備えれば、管理がしやすくなると思われる。また、夜間の搬出に支障を来すことが考えられるため、懐中電灯を備え付けた方がよい。

小佐々支所に保管している手指消毒液等について、不適法な管理がされているわけではないものの、より安全な管理に資するため、一部を他の備蓄拠点に移し、保管数量をある程度平準化することを検討する余地がある。食糧品や飲料水について、『賞味期限が記載された段ボールの面が見えるように置く』『奥と手前に並べている食糧品等は、手前に賞味期限が迫ったものを置く』といった保管を行えば、賞味期限の確認がしやすくなり、効率的で整然とした管理につながると感じられた。

学校は、主に体育館が避難場所となることから、物資を体育館倉庫に保管している事例が多く、同じ倉庫内に学校所管の体育用具等の物品も保管されている。避難所は、全庁的に職員を動員して運営しており、従事する職員が物資の保管状況を把握していないケースも考えられる。学校所管の物品と容易に区別がつくよう、物資の整理を行った上で、災害時の物資であることがわかるような表示をしてはどうかと考える。また、事務室に保管されている物資についても、避難所運営に従事する職員が物資の所在がわからないことがないように、体育館等の主な保管場所にまとめた方がよいと思われる。

【監査対象部局 土木部及び防災危機管理局】 （監査結果は、20～21 頁に掲載）

土木部所管の水防関連資機材及び防災危機管理局所管の原子力防災資機材ともに、概ね適切に管理・保管されていた。不備事項はなかったものの、今後の管理がより適切となるよう、次のとおり見解を述べる。相浦地区水防倉庫、鯨瀬ターミナルともに、夜間や停電に備え、懐中電灯を備え付けた方がよいと思われる。また、相浦地区水防倉庫に保管している鋸等鉄製の資機材については、正常な機能を保持できるよう、錆による劣化に留意する必要がある。

2 むすび

本監査期間中である令和6年1月1日に、最大震度7を観測した令和6年能登半島地震が発生し、甚大な被害がもたらされました。地震によりお亡くなりになられた方々に、深く哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げ、被災地の一日も早い復興をお祈り致します。今回の地震に伴い、被災地においては、多くの方が避難生活を余儀なくされており、改めて災害に対する備えの重大さを痛感させられました。

佐世保市においては、過去、台風や大雨による被災が発生しており、近年では、令和2年7月の大雨により、崖が7箇所崩壊、道路が1箇所崩壊（地すべり）する等の被害が生じ、266世帯418人の市民が避難をされました。これまで、地震による大きな被害はないものの、近年、激甚化している様々な災害に備え、最大級の対策を講じておくことが求められます。風水害等の自然災害が発生した際において、人的・物的な被害を最小限に抑えることは行政の責務です。本市における災害への備えは、市民の生命及び財産の保護、安心安全の確保に直結する重要な事務であることを十分に認識され、防災行政が、効果的かつ効率的に遂行されることを望むものです。

佐世保市備蓄計画

第1版 平成29年1月

第1回改訂版 令和3年4月

佐世保市

1 計画の策定にあたって

長崎県では、平成24年3月の「長崎県地域防災計画見直し検討委員会」において、災害時の重要物資（食糧・生活物資）については、県及び市町が調整してそれぞれの備蓄品目と備蓄量を定めるよう提言がなされ、平成25年4月1日に「みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例」が施行されました。これにより物資の備蓄が県・市町の基本的な施策の一つとして規定されることになり、平成26年3月31日には、県内で災害が発生した場合に必要となる物資の備蓄等について、各主体（県・市町・県民）の役割や目標とする具体的な数値等の基本的な方向性を示す「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」が策定されました。

佐世保市では、「佐世保市地域防災計画」における食糧供給計画により、平成19年度から本市における戦後最大の風水害（昭和42年7月9日）における避難者数約3,000名を避難想定者とし、アルファ米、缶入りソフトパン、缶詰など2,000食/年の食糧備蓄を開始しました。

その後、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、食糧等をはじめとする備蓄の重要性が全国的に見直され、本市においては、本市の備蓄品目でない生活必需品や日用品等を補うために平成23年度に民間事業者との流通備蓄協定を締結しました。また、これまで、平成24年度から3年間での備蓄食糧の調理不要食への変更や、避難者用の毛布・タオルケットを現物備蓄とする計画の修正、平成26年度からの避難所におけるプライバシーを確保するためのパーテーション（間仕切り）や簡易トイレ等資機材の整備計画を実施し、備蓄品の充実を図ってきました。

平成27年度からは「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」に基づき、大規模災害に備え備蓄体制の強化を図り更なる市民生活の安定を確保するため、避難想定者数や備蓄品目及び数量を設定し備蓄品の購入を行ってきました。

こうした背景の中、本市としても大規模災害に備え備蓄体制の強化を図り、更なる市民生活の安定を確保するため、長崎県が策定した基本方針並びに佐世保市地域防災計画に基づき、避難想定者数や備蓄品目を設定した「佐世保市備蓄計画」を策定するものです。

2 備蓄物資支給対象者

備蓄目標量については、長崎県が策定している「災害時の物資備蓄等に関する基本方針（以下、「県基本方針」という。）」に基づき、人口×5%×3日分とするが、品目によっては状況に応じて別途設定するものとする。

また、本市備蓄目標量のうち10%は長崎県の備蓄目標とされるため、残りの90%を本市備蓄目標量とする。

本市備蓄目標量のうち一定量を現物備蓄として整備を図り、現物備蓄として整備できない分については流通備蓄として災害時に民間事業者等から物資の供給が行われるよう協定締結に努める。

但し、毛布やトイレ、パーテーション（間仕切り）等については、別に現物備蓄する目標数量を設定する。

3 備蓄品目及び備蓄数量

備蓄品目については、県基本方針に沿って共通備蓄品として整備が必要な食糧や飲料水、生活必需品に加え、資器材等を備蓄する。

詳細については別途定める。

4 備蓄維持管理計画

(1) 食糧・飲料水等

食糧については5年間以上の賞味期限を有するもの、飲料水については12年間以上の賞味期限を有するもの等、品目によって可能な限り賞味期限の長いものを選択し、毎年度、計画的に購入する。

なお、賞味期限が迫ったもの（食糧・飲料水は賞味期限まで1年以内を目途）については、防災訓練やイベント等での啓発物品としての配布その他、公益性の高い事業への配布により活用を図る。

(2) 生活必需品

生理用品、紙おむつ、トイレパック、毛布、哺乳瓶等

保存状況や衛生面を考慮しながら数量維持を行う。毛布については、クリーニングを行い、可能な限り再使用する。

(3) 資器材

簡易トイレ（簡易テント含む）、避難所用パーテーション等

保存状況や衛生面を考慮しながら数量維持を行う。

5 流通備蓄について

現物備蓄だけでは対応できない食糧や飲料水、生活必需品等については、予め事業者と災害時における物資の供給について協定を締結しておく事で、災害時には必要な物資を調達す

ることとする。

このような協定を「流通備蓄協定」といい、協定により事業者から調達する物資を「流通備蓄している。現在、食糧や水、生活必需品、日用品雑貨、資器材等に関して市内にある事業者等と協定を締結しており、今後も協定の締結を推進していくこととする。

6 家庭内備蓄について

災害時においては、本市で備蓄する物資だけでは避難者全員へ物資が行きわたらないことも想定されるため、各家庭における食糧や飲料水の備蓄の必要性について、パンフレットや広報誌、自主防災組織等を通じて、市民に対して継続的に広報を行っていくこととする。

家庭内備蓄の広報に際しては、3日分以上の食糧や1人1日3リットル以上の飲料水を下表のようなポイントに留意しながら備蓄することを呼びかけていくとともに、災害発生時にすぐに取り出せる場所に保管するよう併せて呼びかけていく。

(1)	長期間保存可能で日頃から使用できるような食品を買い置きし、賞味期限や消費期限をチェックしながら日常生活で利用し、常に備蓄があるようにしておく。 (サイクル保存)
(2)	そのまま食べられるか、お湯を足す程度の簡単な調理で済むもの
(3)	持ち運びに便利なもの
(4)	必要最小限のエネルギーや栄養素が確保できるもの
(5)	家族の状況（乳幼児、高齢者、アレルギー、糖尿病や腎臓病等の慢性疾患）に配慮した食品であること

「備蓄品目及び目標数量等について

品目等	支給対象	数量	数量根拠	備蓄する目的	整備状況
食糧	被災者のうち、1歳未満の方を除いた方	65,300食	1人1日あたり2食として3日分を備蓄する。なお、アルファ米と調理不用食の購入数については目標数の約半数ずつ購入する。 241,866人(※1)×5%≒12,093人 12,093人×90%×2食×3日分≒65,300食 ※1 令和2年10月1日現在推計の人口243,808人から同1歳未満の人口1,942人を引いた数	長期保存が可能で日常生活の主食に近く、幼児から高齢者まで食べることができ、アレルギー特定原材料等を含まないものを備蓄する。食糧の種類としては味等の質が高いアルファ米や水等が必要なく調理不要な調理不用食を備蓄する。	R5までに整備
飲料水 (500ml ペットボトル)	被災者のうち、1歳未満の方を除いた方	97,950本	1人1日あたり1.5L(3本)として3日分を備蓄する。 241,866人(※1)×5%≒12,093人 12,093人×90%×3本×3日分≒97,950食 ※1 令和2年10月1日現在推計の人口243,808人から同1歳未満の人口1,942人を引いた数	発災直後の応急対策や応急給水活動の補完分としてペットボトルの飲料水を備蓄する。	R5までに整備
液体ミルク	1歳未満の被災者	1,032本	1人1日あたり4本として3日分を備蓄する。 1,942人(※2)×5%×90%×4本×3日≒1,032本 ※2 1歳未満の方の人口	避難所での乳児の健康状態を保持するため乳児用液体ミルクを備蓄する。	R2以降 毎年整備
紙おむつ (大人用)	要介護認定を受けられている被災者	7,020枚	1人1日あたり5枚として3日分を備蓄する。 10,439人(※3)×5%×90%×5枚×3日≒7,020枚 ※3 令和2年9月30日現在の要介護認定者数		R5までに整備
紙おむつ (幼児用)	0歳から2歳までの被災者	3,915枚	1人1日あたり5枚として3日分を備蓄する。 5,837人(※4)×5%×90%×5枚×3日≒3,915枚 ※4 令和2年10月1日現在推計の0歳から2歳までの人口		R5までに整備
生理用品	10歳から55歳までの女性の被災者	9,768枚	1人1日あたり5枚として3日分を備蓄する。本市に在住されている対象人口の5%から更に4分の1(4週に1回換算)とした数量を備蓄する。 57,907人(※5)×5%×90%÷4×5枚×3日≒9,768枚 ※5 令和2年10月1日現在推計の10歳から55歳までの女性人口	避難所生活を行う上で、必要不可欠と考えられる生活必需品として備蓄する。	R5までに整備
排便袋	被災者のうち、紙おむつ使用者を除いた方	153,600枚	1人1日あたり5枚として3日分を備蓄する。 227,357人(※6)×5%×90%×5枚×3日≒153,600枚 ※6 令和2年10月1日現在推計の人口243,808人から令和2年9月30日現在の要介護認定者数10,439人及び令和2年10月1日現在推計の0歳から2歳までの人口5,837人を除いた数		R5までに整備
毛布	被災者	5,600枚	令和2年台風10号接近時避難所開設の際の避難者人数である5,600人分(1人1枚)備蓄する。		R5までに整備
タオルケット	被災者	750枚	毛布の予備として避難第一段階の避難所1か所につき20枚及びその予備として750枚を備蓄する。		H24整備済

「備蓄品目及び目標数量等について

品目等	支給対象	数量	数量根拠	備蓄する目的	整備状況
哺乳瓶	1歳未満の被災者	50個	市内の1歳未満の方(1,942人)の5%の約半数分を備蓄する。 $1,942人 \times 5\% \div 2 = 50$	避難所生活を行う上で、必要不可欠と考えられる生活必需品として備蓄する。	R3に整備
パーテーション(間仕切り)	避難所にいる被災者	750組	避難第一段階の避難所1か所につき20組及びその予備として750組を備蓄する。	避難所における避難者のストレス軽減及び最低限のプライバシーを確保するため備蓄する。	H29整備済
簡易トイレ	避難所にいる被災者	30組	避難第一段階の避難所の半数及びその予備として30組を備蓄する。	災害時の断水や停電、給排水管の損傷など避難所に設置されているトイレが使用できなくなった場合を想定し備蓄する。	H28整備済
ジョイントマット	避難所にいる被災者	30,240枚	避難第一段階の避難所1か所につき360枚及びその予備として30,240枚を備蓄する。	避難所生活での避難者の負担軽減のため備蓄する。	R1整備済
扇風機	避難所にいる被災者	54台	避難第一段階の避難所1か所につき1台及びその予備として54台を備蓄する。	避難所生活における、避難者の熱中症対策のため備蓄する。	R1整備済
ベッド	避難所にいる被災者のうち、75歳以上の方	800組	$5,600人(※7) \times 16\%(※8) \times 90\% \times 1台 = 800台$ ※7 令和2年台風10号接近時避難所開設の際の避難者人数 ※8 佐世保市の人口における75歳以上の方の割合	避難所生活での避難者の負担軽減のため備蓄する。	R2整備済
防災灯	避難所にいる被災者	76セット	初期段階で避難所が開設する可能性が高い避難所1箇所につき2台 初期段階に開設する可能性が高い避難所38か所 $\times 2台 = 76台$	避難所の停電時等に備え備蓄する。	R3に整備
マスク	避難所にいる被災者	33,000枚	避難所1人あたり1枚の3日分 $243,808人 \times 5\% \times 90\% \times 3日 = 33,000枚$ ※9 令和2年10月1日現在推計の人口243,808人		R2整備済
手指消毒液	避難所にいる被災者	456本	初期段階開設避難所38か所(1日4本)の3日分を備蓄する $38か所 \times 4本 \times 3日分 = 456本$		R2整備済
タオルペーパー	避難所にいる被災者	22,800枚	初期段階開設避難所38か所(1日200枚)の3日分を備蓄する。 $38か所 \times 200枚 \times 3日 = 22,800枚$	避難所生活での避難者の感染症防止のため。	R2整備済
室内消毒用アルコールスプレー	避難所にいる被災者	120本	初期段階開設避難所38か所(1日1本)の3日分を備蓄する。 $38か所 \times 1本 \times 3日分 = 120本$		R2整備済

「備蓄品目及び目標数量等について

品目等	支給対象	数量	数量根拠	備蓄する目的	整備状況
ブルーシート	河川付近の被災者	1500枚	佐世保市備蓄計画の基礎としている長崎県の災害時の物資備蓄等に関する基本指針に基づき、市内で水害を警戒すべき4河川(相浦川、早岐川、宮村川、江迎川)の流域人口約3万人の内5%を、自らの備蓄品を持ち出すことの出来ない被災者と想定し、備蓄する。(=1,500人) 1,500人×1枚=1,500枚	被災者が災害対応する際に被災者へ提供するために備蓄する。	R2整備済
スコップ	河川付近の被災者	750本	ブルーシートと同様の被災者を想定し、被災者2人につき1本 1,500人×1/2本(2人に1本)=750本		R2整備済
軍手	河川付近の被災者	3,000組	ブルーシートと同様の被災者を想定し、被災者1人につき2組 1,500人×2組=3,000組		R2整備済